

新型コロナウイルス感染症に関する青森県対処方針【抜粋】

別紙

【新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく協力要請の内容】

- 1 区 域 青森県全域
2 期 間 令和3年10月1日から
3 実施内容

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく協力要請
【外出全般】
1. 「三つの密」の回避や、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策の徹底など、感染拡大を予防する「新しい生活様式」やソーシャルディスタンスの実践・定着をお願いします。
2. 業種ごとに策定されるガイドラインに基づく適切な感染防止策が徹底されていない施設など、感染リスクの高い場所への外出は避けるようお願いします。 高齢者など重症化しやすい方は、特に留意してください。
3. 普段の生活においても、人と人との接触機会を低減することを心掛けて行動するようお願いします。
3. 県外との （緊急事態措置及び）まん延防止等重点措置を実施すべき区域との不要不急の往来は控えるようお願いします。
4. （緊急事態措置及び）まん延防止等重点措置を実施すべき区域から移動する方は、移動前2週間程度は感染リスクが高まる行動を控え、健康観察を徹底するようお願いします。 また、移動後2週間程度は、不要な外出を控えるなど感染防止対策を徹底し、人との接触を最小限にとどめるようお願いします。
5. （緊急事態措置及び）まん延防止等重点措置を実施すべき区域以外であっても、感染症患者が多数発生している地域との往来については、感染状況を踏まえ慎重に判断していただくとともに、自治体を実施する措置に従って慎重な行動をお願いします。 県内でも感染が拡大している地域との不要不急の往来は控えるようお願いします。
6. 国が運用している新型コロナウイルス接触確認アプリ（略称COCOA）をインストールするようお願いします。
【催物（イベント等）の開催】
7. 「新しい生活様式」や業種ごとに策定されるガイドラインに基づく適切な感染防止策が講じられることを前提に開催するようお願いします。 また、感染状況に応じて中止・延期を含め検討するとともに、実施する場合の感染防止対策を強化するようお願いします。 ※ 詳細は「イベント開催制限の考え方について（期間：令和2年12月1日～）」を参照
【事業者（職場・店舗等）の取組】
8. 事業者においては、在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組、職場における感染防止のための取組を推進するとともに、「三つの密」を避ける行動を徹底するようお願いします。 また、感染が拡大している地域等への出張等は控えるようお願いします。
9. 職場や店舗等に関して、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等の実践をはじめとして、感染拡大防止のための取組を適切に行うようお願いします。